

所得税と市県民税の 税率が変わります



国から地方への税源移譲に伴う税制改正によって、平成19年から所得税と市県民税の負担割合が変わります。

これにより、多くの人が1月から所得税が減り、6月から市県民税が増えますが、税源の移し替えなので、納税者の個々の負担は基本的には変わりません。

国から地方への税源移譲

「地方のことは地方で」との方針のもと、地方自治体が自立性を確保し、地域の実情にあった行政サービスを行えるよう地方分権が進められています。

そして、国の三位一体改革の一つとして、地方分権に適した財源の確保を図ることを目的に、税源移譲が行われます。

この税源移譲に伴う税制改正により、平成19年から、国税である所得税の税率を引き下げ、地方税である市県民税の税率を引き上げられます。

ただし、これらの改正は税源を国から地方へ移すことが目的であるため、所得税と市県民税を合わせたときの納税者の負担は、税源移譲の前後で基本的には変わらないようになっていきます。

表1 市県民税所得割の税率

改正前 平成18年度（平成17年分）まで			改正後 平成19年度 （平成18年分）から
課税所得(A)	税率(B)	速算控除額(C)	税率（所得割）
200万円以下	5%	0円	課税所得にかかわらず 一律 10%
200万円を超え 700万円まで	10%	100,000円	
700万円超え	13%	310,000円	

改正前：課税所得(A)×税率(B)－速算控除額(C)＝税額

改正後：課税所得(A)×税率10%＝税額

※課税所得とは、給与や事業収入などの収入金額から給与所得控除や事業の必要経費、基礎控除、扶養控除等各種の所得控除を差し引いた残りの金額。この課税所得に税率をかけたものが税額となります。



所得税と市県民税の税率が変わります

表2 所得税の税率

改正前（平成18年分）			改正後（平成19年分）		
課税所得(A)	税率(B)	速算控除額(C)	課税所得(A)	税率(B)	速算控除額(C)
330万円まで	10%	0円	195万円まで	5%	0円
			330万円まで	10%	97,500円
900万円まで	20%	330,000円	695万円まで	20%	427,500円
			900万円まで	23%	636,000円
1,800万円まで	30%	1,230,000円	1,800万円まで	33%	1,536,000円
1,800万円超え	37%	2,490,000円	1,800万円超え	40%	2,796,000円

課税所得(A)×税率(B)－速算控除額(C)＝税額

税源移譲に伴う改正点

○税率の改正について

市県民税所得割の税率は、平成18年度まで3段階の構造になっていました。このうち、最低

表3 人的控除の差に基づく負担増の減額措置（調整控除）

区分	減額の内容
市県民税の課税所得が200万円以下の場合	「人的控除額の差の合計額」と「市県民税の課税所得金額」を比べ、小さい額の5%
市県民税の課税所得が200万円を超える場合	{人的控除額の差の合計額－(市県民税の課税所得金額－200万円)}×5% (最低2,500円)

※人的控除とは、所得控除のうち「基礎控除」、「配偶者控除」、「配偶者特別控除（の一部）」、「扶養控除」、「障害者控除」、「寡婦（夫）控除」、「勤労学生控除」が該当。例えば、所得税の基礎控除は38万円ですが、市県民税は33万円になります。

表4 適用時期

区分	所得税	市県民税	適用による影響
給与所得者や年金受給者（源泉徴収されている人）	平成19年1月以降の支払いから適用	平成18年中（1～12月）の所得をもとに、新しい税率で平成19年度の税額を算出し、平成19年6月から適用	多くの場合、所得税負担の減少が先行
事業主等（確定申告等をしている人）	平成20年2～3月の確定申告（平成19年分）から適用		多くの場合、市県民税負担の増加が先行

○納税者の負担について

す。（表1）
所得税の税率構造も見直され、現在、所得に応じて4段階となつている税率が、6段階に改正されます。（表2）

市県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除等の人的控除の額に差があり、同じ所得でも市県民税の課税所得は所得税よりも多くなります。そのため、市県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合に、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうこととなります。そこで、個々の納税者の人的控除に応じて市県民税を減額（調整控除）することによって、市県民税と所得税を合わせた税負担は変わらないこととなります。（表3）

※ただし、「定率減税（算出税額から差し引く定率控除額）の廃止」と「老年者非課税措置の廃止」の改正による影響は除く。

○改正の影響時期について

税率の改正は、所得税は平成19年1月分から、市県民税は平成19年6月から適用されますが、それぞれの納付方法によって改正の影響が出る時期に違いがあります。（表4）